

定時制高等学校における「障害児及び困り感のある児童」
福祉サービス活用による労働を通じた
キャリア教育の実践研究のお願い

一般社団法人チャレンジド尾道

1. 実践研究概要

1. 目的

定時制高等学校に通う障害児もしくは困り感のある生徒に、日中の就労支援環境を確保し、労働を通じて『職業(労働)と教育(学校)が結びつき、生活(家族、教師、仲間、職場、地域)に根ざした人間関係の構築と、人間としての在り方、生き方の自覚を深め、自己を生かす職業観、勤労観を育成する』というキャリア教育を実践する環境整備と、児童労働にならない事を確実することを目的に以下の内容で検証する。

2. 概要

対象者

定時制高等学校生徒のうち障害児もしくは困り感のある生徒

関与者

尾道市立尾道南高等学校・尾道市役所・東部子ども家庭センター・一般社団法人チャレンジ尾道
支援者

有識者

想定活用サービス

障害者総合支援法に基づく就労継続支援もしくは就労移行支援施設を日中利用し、学業と両立させながら職場経験と工賃の獲得により、社会の中で自立し自分らしい生き方を実現していくために必要な能力や態度、豊かな人間性を身に付けた人材を育成する

3. 検証内容

- ・日中サービスを利用することにより、「生徒につけさせたい8つのちから」獲得の一助となるか
- ・児童労働にならないかどうか
 - ①教育を受けることを妨げる労働
 - ②健康的な発達をさまたげる労働
 - ③有害で危険な労働
 - ④子どもを搾取(さくしゅ)する労働
- ・各種法令等が遵守されるかどうか

4. 期間

平成27年1月中に実施希望 平成27年3月までに結果報告書作成

2. 実践研究 タイムスケジュール (案)

尾道南高等学校 集合・出発 13:15～
*カイト御調バスで送迎

カイト御調 到着 13:45頃

カイト御調 朝礼等 13:45～14:00

カイト御調 作業
*途中10分休憩 14:00～16:00

カイト御調 終礼 16:00～16:45
*問題なければ食事提供 (調理師による調理)

尾道南高等学校へ送迎
*送迎・申し送り等実施 ~17:15

工賃案

- ・日当1,000円～
- ・精勤手当1,000円/月～
- ・食事手当350円/日
*実質食事無料

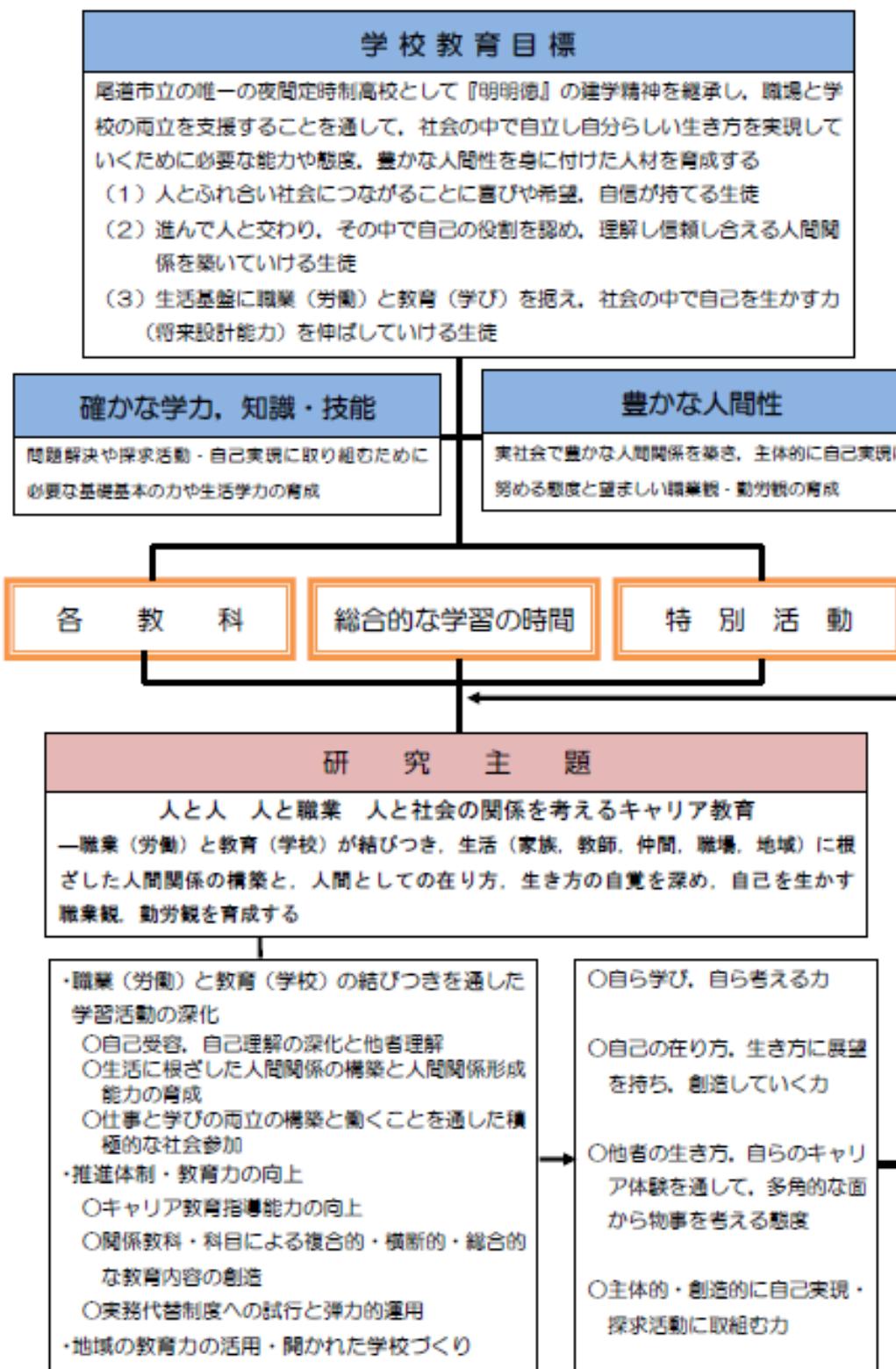
実質時給

労働時間1時間50分
実質時給換算÷736円

手取月給 (21日精勤)
1,000円×21日+精勤手当
=22,000円
(+食費7,350円)

3. 尾道南高等学校 キャリア教育研究構想

研究構想



キャリア教育構想

教育目標

社会の中で自立し自分らしい生き方を実現していくために必要な能力や態度、豊かな人間性を身に付けた人材を育成する

研究主題

人と人 人と職業 人と社会の関係を考えるキャリア教育の推進

生徒につけさせたい8つの力

人間関係形成能力	情報活用
1 自分を表現する力 2 他者認識と自己認識ができる力 3 文化を享受できる力	4 「世界」を読みとる力 5 心理を探究する力
意思決定	将来設計
6 主権者として活動できる力 7 労働をするための主体者像を確立できる力	8 生活主体者としての力

場

基盤

教科	総合的な学習の時間（体験的活動）	特別活動
	自然認識・人間認識・社会認識を深め勤労観・職業観の育成	
知的能力の育成	心情や態度を育成	
知識	勤労観	職業観

4. 労働基準法

《 労働基準法における未成年者・年少者・児童の区分と保護規定 》

区 分	保 譲 规 定
未成年者(満20歳に達しない者)	<ul style="list-style-type: none">・未成年者の労働契約締結の保護(第58条)・未成年者の賃金請求権(第59条)
年少者(満18歳に満たない者)	<ul style="list-style-type: none">・年齢証明書等の備え付け(第57条)・労働時間・休日の制限(第60条)・深夜業の制限(第61条)・危険有害業務の就業制限(第62条)(※1)・坑内労働の禁止(第63条)・帰郷旅費(第64条)
児童(満15歳に達した日以後最初の3月31日 が終了するまでの者)	<ul style="list-style-type: none">・使用禁止(第56条)(※2)

5. 児童福祉法

第六十三条の二 児童相談所長は、当分の間、第二十六条第一項に規定する児童のうち身体障害者福祉法第十五条第四項の規定により**身体障害者手帳の交付を受けた十五歳以上の者について**、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五条第十一項に規定する障害者支援施設(次条において「障害者支援施設」という。)に入所すること又は障害福祉サービス(同法第四条第一項に規定する障害者のみを対象とするものに限る。次条において同じ。)を利用することが適当であると認めるときは、その旨を身体障害者福祉法第九条又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第十九条第二項若しくは第三項に規定する市町村の長に通知することができる。

第六十三条の三 児童相談所長は、当分の間、第二十六条第一項に規定する児童のうち十五歳以上の者について、障害者支援施設に入所すること又は障害福祉サービスを利用することが適当であると認めるときは、その旨を知的障害者福祉法第九条又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第十九条第二項若しくは第三項に規定する市町村の長に通知することができる。

6. 前提となる法律・理念

(国立障害者リハビリテーション資料より抜粋)

(1) 障害者総合支援法・児童福祉法のポイント

障害者総合支援法の目指すもの(目的規定)

- 個人としての尊厳にふさわしい日常生活や社会生活を営むことを支援する
- 障害者や障害児の福祉の増進とともに、障害の有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる「地域社会づくり」を進める

(目的)

第一条 この法律は、障害者基本法の基本的な理念にのっとり、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、児童福祉法その他障害者及び障害児の福祉に関する法律と相まって、障害者及び障害児が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスに係る給付、地域生活支援事業その他の支援を総合的に行い、もって障害者及び障害児の福祉の増進を図るとともに、障害の有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。